

証券コード 3988  
2022年10月12日

株 主 各 位

名古屋市東区代官町35番16号  
株式会社 **SYSホールディングス**  
代表取締役会長兼社長 鈴木裕紀

## 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様には、本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日の来場をお控えいただき、書面による議決権の行使を強くご推奨申し上げます。つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年10月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1. 日 時  | 2022年10月27日（木曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時30分）  |
| 2. 場 所  | 名古屋市中区栄三丁目15番33号<br>栄ガスビル 5階 キングルーム   |
| 3. 目的事項 |   |
| 報告事項    | 1. 第9期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第9期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）計算書類の内容報告の件   |
| 決議事項    | 第1号議案 剰余金処分の件<br>第2号議案 定款一部変更の件<br>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件<br>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件<br>第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件<br>第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件<br>第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

以 上

- 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.syshd.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.syshd.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類につきましては、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

### ＜新型コロナウイルス感染拡大防止措置に関するお知らせ＞

- ご来場株主様におかれましては、マスクの持参・着用をお願いいたします。マスクをご着用いただけない場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- 会場受付付近にて、手指消毒・検温を予定しております。発熱が認められた方や体調のすぐれない方については、入場をお断りする場合がございます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。
- 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことにより、短時間で行う予定ですので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。
- 感染防止対策の一環として、ご来場株主様へのお土産の配布を中止させていただきます。**

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7.5円  
総額 38,859,495円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年10月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ①当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つことを通じて取締役会の監督・牽制機能の強化を図り、一層のコーポレートガバナンスの充実及び当社グループの持続的な企業価値向上を目指す目的で、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ②監査等委員会設置会社への移行に伴い、環境の変化に対応するとともに、迅速な意思決定による機動的な経営展開を図るため、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第25条)
- ③「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、電子提供措置に関する規定の新設および株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除ならびに経過措置等に関する附則の新設を行うものです。(変更案第18条及び附則第2条)

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更につきましては、本総会終結の時をもって、効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (削除)</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第3章 株主総会 (削除)</p> <p>第18条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第20条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、11名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第20条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 (任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条 (任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第23条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>第25条 (重要な業務執行の決定の委任) 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条 (員数) 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第31条 (選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第32条 (任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第33条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第26条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを<u>区別</u>して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第30条 (常勤の<u>監査等委員</u>) <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定する。</p>



(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第34条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>第31条 (監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>第35条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第32条 (監査等委員会の決議方法) 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>第36条 (監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第33条 (監査等委員会の議事録) 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第37条 (報酬等) 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第38条 (監査役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 計算</p> <p>第39条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第9回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であつた者を含む) の責任免除については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</u></p> <p><u>第2条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 再任	すずき ひろのり 鈴木 裕紀 (1964年11月28日生)	1986年4月 株式会社シスコン (現株式会社C I Jネクスト) 入社 1991年1月 株式会社エスワイシステム設立 代表取締役社長 2004年1月 上海裕日軟件有限公司 法人代表董事長 2005年2月 中部アイティ協同組合 代表理事 2006年3月 西安裕日軟件有限公司設立 法人代表董事長 2011年2月 株式会社S Y I設立 代表取締役社長 2011年8月 SYS Vietnam Co., Ltd.設立 Representative Director 2012年4月 PT.SYS INDONESIA設立 Komisararis (現任) 2012年5月 株式会社エス・ケイ 代表取締役会長 2013年3月 株式会社エスワイシステム 代表取締役会長 2013年8月 当社設立 代表取締役会長 2013年12月 上海裕日軟件有限公司 董事 2014年1月 西安裕日軟件有限公司 董事 2014年9月 当社 代表取締役会長兼社長 (現任) 2015年4月 株式会社エスワイシステム 代表取締役社長 2018年10月 同社 代表取締役社長執行役員 (現任)	2,585,098株
(取締役候補者とした理由) 鈴木裕紀氏は、当社グループの創業者であり、当社グループの業績拡大を牽引してきた実績と、経営における豊富な経験、幅広い知見を有し、2013年からは当社の代表取締役として、経営の重要項目の決定及び業務執行に対する監督など、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。 今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況		所 有 す る 当社株式の数
2 再任	ごとう だいすけ 後藤 大祐 (1977年3月24日生)	2001年4月 2007年8月 2010年10月 2012年1月 2012年5月 2013年3月 2013年7月 2013年8月 2013年11月 2016年4月 2018年10月 2021年10月	株式会社エスワイシステム入社 同社 取締役中部事業部長 同社 取締役管理本部長兼経営企画室長 西安裕日軟件有限公司 監事 上海裕日軟件有限公司 監事 株式会社エスワイシステム 常務取締役経営統括本部長 株式会社アグリッド (現株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー) 設立 監査役 当社設立 常務取締役 管理本部長 株式会社エスワイシステム 常務取締役管理本部長 上海裕日軟件有限公司 董事 当社 取締役常務執行役員 管理本部長 株式会社エスワイシステム 取締役常務執行役員 管理本部長 当社 取締役専務執行役員 管理本部長 (現任) 株式会社エスワイシステム 取締役専務執行役員 管理本部長 (現任)	17,240株
		(取締役候補者とした理由) 後藤大祐氏は、財務・会計、人事・労務における、豊富な経験と幅広い知見を活かし、管理本部長として、業務効率化や社内の組織改革、内部統制強化を推進するなど、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。 今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かし、管理業務全般の業務革新や内部統制の強化に対する貢献が期待できると判断したため、取締役候補者といいたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3 再任	いちやなぎ やすゆき 一柳 泰行 (1966年1月10日生)	1989年3月 株式会社愛知冠婚葬祭互助会 入社	19,642株
		1998年3月 株式会社千歳樓 入社	
		2004年6月 株式会社エスワイシステム 入社	
		2007年8月 株式会社エスワイネクスト 取締役	
		2009年1月 株式会社エスワイシステム 取締役関西事業部長	
		2011年2月 株式会社SYI設立 取締役	
		2013年3月 株式会社エスワイシステム 取締役西日本事業統括本部長	
		2013年8月 当社設立 取締役	
		2015年4月 株式会社エスワイシステム 取締役関西事業部長	
		2017年8月 同社 取締役関東事業本部長	
		2018年4月 株式会社オルグ 取締役	
		2018年10月 当社 執行役員 株式会社エスワイシステム 取締役 執行役員関東事業本部長	
		2020年6月 当社 執行役員管理本部グループ営業統括本部長 株式会社エスワイシステム 取締役 執行役員管理本部営業統括本部長	
2021年2月 サイバーネックス株式会社 取締役(現任)			
2021年4月 当社 執行役員 事業統括推進本部長 兼 関東事業統括推進部長 株式会社エスワイシステム 取締役執行役員(現任)			
2021年10月 当社 取締役 事業統括推進本部長(現任)			
2021年11月 株式会社スレッドアンドハーフ 取締役(現任)			
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>一柳泰行氏は、当社グループの事業会社の営業部門の責任者や取締役を歴任するなど、経営における豊富な経験と幅広い知見を有し、2021年からは当社執行役員として、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。</p> <p>今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かし、事業拡大への貢献が期待できると判断したため、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
4 再任	たまもと しんや 玉本 真也 (1974年10月26日生)	1997年 6 月 株式会社日本リサーチ研究所 入社 1999年 4 月 株式会社エヴァクリーン 入社 2001年 7 月 株式会社ツーハンド 入社 2005年 1 月 株式会社エスワイシステム 入社 2018年 4 月 同社 関西事業本部長 2018年10月 当社 執行役員 株式会社エスワイシステム 執行役員 関西事業本部長	22,002株	
		2020年 8 月 同社 取締役執行役員 関西事業本部長 2021年 6 月 株式会社 S Y I 取締役 2021年10月 当社 取締役 (現任) 株式会社エスワイシステム 取締役常務執行役員 関西事業本部長 (現任)		
(取締役候補者とした理由) 玉本真也氏は、当社グループの事業会社の執行役員や取締役を歴任するなど、経営における豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。 今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かし、事業拡大への貢献が期待できると判断したため、取締役候補者いたしました。				
5 新任	いわた のりこ 岩田 則子 (1959年12月10日生)	1982年 4 月 通商産業省中部通商産業局 (現経済産業省中部経済産業局) 入局 2018年 4 月 同局 産業部長 2019年 4 月 同局 資源エネルギー環境部長 2020年 8 月 東海国立大学法人名古屋大学 予防早期医療創成センター 准教授	—	
		(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 岩田則子氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことがありませんが、経済産業省要職を歴任しており、その高い知見と幅広い経験をもとに、当社の経営を監督していただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、当社グループの経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩田則子氏は社外取締役候補者であります。
3. 岩田則子氏の選任が承認された場合、当社と岩田則子氏は、会社法第423条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、岩田則子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

#### **第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 新任	ほりえ かつよし 堀江 克由 (1968年12月11日生)	1989年4月 長谷虎紡績株式会社 入社 1991年6月 株式会社エスワイシステム 入社 2007年4月 同社 中部事業部オープンシステム部 次長 2007年8月 株式会社エスワイネクスト 出向 同社 取締役 2015年4月 当社 管理本部経営企画グループ 2015年8月 当社 内部監査室 2017年2月 株式会社エスワイシステム 中部事業部営業部 2018年8月 当社 内部監査室 フェロー 2019年5月 サイバーネックス株式会社 監査役 (現任) 2019年10月 当社 常勤監査役 (現任) 株式会社エスワイシステム 監査役 (現任) 株式会社SYI 監査役 (現任) 株式会社エス・ケイ 監査役 (現任) 株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー 監査役 (現任) 株式会社総合システムリサーチ 監査役 (現任) 株式会社テクノフュージョン 監査役 (現任) 株式会社オルグ 監査役 (現任) 2021年5月 株式会社レゾナント・コミュニケーションズ 監査役 (現任) 2021年11月 株式会社スレッドアンドハーフ 監査役 (現任)	24,000株
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>堀江克由氏は、当社グループの事業会社の取締役や各グループ会社の監査役として培った豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しております。</p> <p>これらの経験や監督能力などを活かし、取締役会や監査等委員会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
2 新任	もりと やすゆき 森戸 尉之 (1982年9月26日生)	2009年12月 2010年1月 2014年1月 2014年8月 2015年1月  2016年5月  2019年2月	弁護士登録 入谷法律事務所 弁護士 森戸法律事務所 弁護士 当社 監査役(現任) F S K 有限会社(現 F S K 株式会社) 社外取締役 W K U パートナーズ株式会社 社外取締役(現任) 弁護士法人森戸法律事務所 弁護士(現任)	—
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 森戸尉之氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として法務に関する専門的な知識と実務経験を当社の監査に活かし、監査等委員として適切に職務を遂行できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、法務の観点から、当社グループの経営を監督していただくことを期待しております。				
3 新任	ふかい たかのぶ 深井 貴伸 (1955年10月2日生)	1978年4月 2000年6月 2001年6月 2003年6月 2010年6月 2012年6月 2014年8月	日本インフォメーション株式会社 入社 同社 取締役中部本部長 同社 常務取締役 同社 取締役社長 同社 代表取締役社長 カタリスト株式会社 入社 当社 監査役(現任)	—
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 深井貴伸氏は、情報サービス産業分野を中心とした業界動向や企業経営に関する高度な見識を当社の監査に活かし、監査等委員として適切に職務を遂行できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 同氏には、企業経営の観点から、当社グループの経営を監督していただくことを期待しております。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森戸尉之氏及び深井貴伸氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社と堀江克由氏、森戸尉之氏及び深井貴伸氏は、会社法第423条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
- 各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、上記責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、森戸尉之氏及び深井貴伸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2013年8月30日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止した上で新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を定めることとし、従前ご承認いただいた取締役の報酬額も踏まえて、年額200,000千円以内（うち社外取締役年額30,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

本議案の内容は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により決定することを予定しております取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針にも合致するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案に係る決議は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、従前ご承認いただいた監査役の報酬額も考慮し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職務と責任及び監査等委員である取締役の報酬額の水準等を総合的に勘案して、監査等委員である取締役の報酬枠を決定したものであり、その内容は相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案に係る決議は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、2020年10月28日開催の第7期定時株主総会において、年額200,000千円以内の取締役の報酬額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権を、年額20,000千円以内と決議いただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」とは別枠として、改めて、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20,000千円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は年24,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

本議案の内容は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により決定することを予定しております取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針にも合致するものであり、相当であると判断しております。

なお、本定時株主総会終結の時点において、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認されますと、対象取締役は2名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### (1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

#### (3)本割当株式の無償取得

対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4)組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

本議案に係る決議は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### (ご参考)

本議案が原案どおり承認された場合、当社の執行役員並びに子会社の取締役に対しても同様の譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する予定です。

(ご参考) スキルマトリクス

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリクスは次のとおりです。

	氏名	企業 経営	IT技術	営業・ マーケ ティン グ	M&A	財務・ 会計	法務・ ガバナ ンス	人事・ 労務	サステ ナビリ ティ
代表取締役	鈴木裕紀	●	●		●				
取締役専務執行役員	後藤大祐					●	●	●	
取締役	一柳泰行	●		●					●
取締役	玉本真也	●	●	●					
社外取締役 (独立役員)	岩田則子							●	●
監査等委員である 取締役	堀江克由	●				●	●		
監査等委員である 社外取締役 (独立役員)	森戸尉之						●		
監査等委員である 社外取締役 (独立役員)	深井貴伸	●		●					

(注) 各人の有するスキル等のうち主に該当する最大3つに●をつけております。

以 上



(添付書類)

## 事業報告

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの変異株の流行が依然として続いているものの、経済活動の正常化が進んだことにより国内経済に回復の動きが見られました。しかしながら、ウクライナをめぐる国際的緊張の高まりが長期化し、エネルギー価格の高騰や世界的な物価の上昇、サプライチェーンの混乱等から、日本経済の先行きは不透明な見通しとなっています。

当社グループが属する情報サービス産業においては、経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査2022年6月分 確報」の情報サービス業の売上高合計は、前年同月比4.9%増と3か月連続の増加、「受注ソフトウェア」は、同6.3%増と3か月連続の増加となりました。

このような経済状況の中、当社グループは、新型コロナウイルスの流行に対応し、テレワークの実施やリモート会議の活用等により事業の継続に努め、一部プロジェクトの延期や遅延による受注の減少に対して、新規受注の獲得や、顧客からの信頼を獲得し、リスクが低く安定した収益が期待できるリピートオーダーの提案・受注に努めました。

それらの結果、社会情報インフラ・ソリューションの顧客からの受注が堅調に推移したことや、M&Aによる新規連結子会社の増加等が売上高増加の要因となりました。

また、採用抑制の解除に伴う教育・待機工数の増加や待遇改善による人件費の増加に加え、インドネシアのロックダウンに伴う、技術者の就業場所確保のためのホテル賃借料等の対応関連費用の計上等により利益を落としたものの、売上高の増加による利益の増加等により営業利益が増加しました。また、前年同期に特別利益として計上した、投資有価証券売却益が当期は計上されなかったものの、営業利益が増加したこと等により親会社株主に帰属する当期純利益が増加しました。

以上の要因により、当連結会計年度における連結業績は、売上高7,576,146千円(前期比20.3%増)、営業利益435,697千円(前期比14.2%増)、経常利益457,369千円(前期比15.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益305,976千円(前期比10.6%増)となりました。

当社グループは、総合情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりませんがソリューション別の概況は、次のとおりであります。

グローバル製造業ソリューションにおいては、車載ECU（電子制御ユニット）関連顧客等からの受注が堅調に推移したこと等により、売上高は2,828,833千円（前期比7.3%増）となりました。

社会情報インフラ・ソリューションにおいては、電力関連顧客等からの受注は堅調に推移したこと等により、売上高は4,548,412千円（前期比31.0%増）となりました。

モバイル・ソリューションにおいては、受託開発の受注の増加等により、売上高は198,901千円（前期比5.5%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資については、総額42,961千円であり、主な内容は、基幹システムへの機能追加等の設備投資計画に基づくソフトウェア開発費用12,122千円であります。

## (3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況等

該当する事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況等

該当する事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、継続的な成長と企業価値向上のための具体的な課題として以下の諸施策に取り組んでまいります。

### ①顧客満足の上

当社グループが属する情報サービス産業は、大手から中小・零細まで多数のベンダー（注1）が存在し、競合あるいは下請けという形で協業しております。その多数の競合の中から当社グループが継続的に顧客から選択されるためには、顧客満足の向上が重要な課題のひとつと認識しております。

技術者は、各現場で顧客知識の深化とサービス、生産性の向上に努め、営業は、調達担当者の身近な相談相手としてスピード感ある提案を行い、役員は、顧客役員・ソフトウェア投資責任者とIT戦略・投資計画を共有し、顧客にとって最適なソリューション・サービスを提案する等、それぞれの階層で、会社として一貫した関係を構築することで、長期的で継続的な顧客満足の向上に努めてまいります。

### ②生産性・品質の向上と最新技術への対応について

当社グループが、顧客にとって満足度の高いサービスを提供し、安定的な利益を獲得するためには、生産性・品質の向上と、最新技術への対応は重要な課題のひとつと認識しております。

生産性と品質の向上は、各現場単位での経験の蓄積が基礎になるため、チームでの顧客知識、技術知識の共有・深化に努めることで生産性と品質の向上を行い、高い品質の成果物やサービスの提供により顧客の信頼を得て、顧客知識・経験が活かせるリピートオーダーの獲得に努めてまいります。

また、IT業界の技術革新は速く、顧客も競争力維持のための最新技術による投資に関心が高いことから、最新技術に対する情報収集や顧客ニーズの把握、対応できる技術者の育成等により、いち早く対応を進めることで、顧客サービスへつなげてまいります。

### ③優秀なIT人材の確保と育成

当社グループの継続的な事業の成長と発展のために、優秀なIT人材の育成と確保は継続して、重要な課題のひとつと認識しております。

タレントを起用した広告により求職者への知名度向上を図るほか、当社グループの強みである、職業訓練事業等からのIT業界未経験な人材の採用、女性の積極的な採用、海外での現地採用を進めるとともに、学校への足を使った採用や、成功報酬型の採用も活用することで、優秀な人材の確保を進めてまいります。

また、従業員の待遇改善を行うことで、採用した人材の定着率の向上に努めてまいります。

人材の育成については、当社グループの強みであるIT業界未経験者の育成をより充実させるため、社内研修体系の継続的な改善を行ってまいります。

### ④M&Aの推進

当社グループは、成長戦略としてM&Aを重要な課題のひとつと認識しております。

当社グループでは、IT業界経験者や新規取引先の確保等による事業規模の拡大を目的としてM&Aの検討を進めていく方針であります。

M&Aを実行するにあたり、相手先企業の歴史と文化、役職員を尊重し、当社グループとの営業連携、採用ノウハウの共有や経営管理手法の導入等により収益改善を図り、役職員にも待遇改善等の形で還元することで、当社グループに入って良かったと満足いただけることが、当社グループの成長につながっていくと考えていることから、今後も積極的にM&Aの検討を進めてまいります。

### ⑤グループ戦略情報システムの拡充と業務の効率化による働きやすい環境づくり

当社グループがM&Aや事業の成長により業容の拡大を進め、変化する法令を遵守していく上で、グループ戦略情報システムの拡充と業務の効率化は重要な課題のひとつと認識しております。

当社グループは、M&Aにより増加した、新規連結子会社に対して共通の情報システム、情報インフラを使用することで統一した経営管理による事業の効率化を行っており、子会社の増加や事業の拡大に備えて自社開発による基幹システムの拡充を行っております。

また、それに加えて、社内SNSの活用や社内手続きの電子化、RPA（注2）の導入等により業務を効率化し、「働き方改革」を推進することで、従業員の負担を軽減し、働きやすい環境づくりにより従業員の定着率の向上に努めてまいります。

- (注) 1. ベンダー：販売会社。ITベンダーとも呼ばれます。  
2. RPA：「Robotic Process Automation」の略で、認知技術（ルールエンジン、AI、機械学習等）を活用した業務自動化の取り組みのことをいいます。

### (9) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第6期 (2019年7月期)	第7期 (2020年7月期)	第8期 (2021年7月期)	第9期 (当連結会計年度) (2022年7月期)
売上高 (千円)	5,130,859	5,890,748	6,296,857	7,576,146
経常利益 (千円)	228,244	341,255	397,676	457,369
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	154,251	220,999	276,554	305,976
1株当たり当期純利益 (円)	29.99	42.96	53.59	59.15
総資産 (千円)	2,998,670	3,530,856	3,900,484	4,298,624
純資産 (千円)	1,828,003	2,025,543	2,270,693	2,551,334

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2022年2月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 主要な事業内容 (2022年7月31日現在)

事業	事業内容
グローバル製造業 ソリューション	海外市場を販路として成長を遂げている製造業企業をターゲットとしており、主に、自動車、重工業、工作機械、鉄鋼、搬送機等の関連企業を主要顧客として総合情報サービスを提供しております。
社会情報インフラ・ ソリューション	電力・ガス等のエネルギー、生命保険・クレジットカード、リース・証券等の金融、印刷帳票、鉄道、不動産関連の企業や官公庁・自治体等の社会インフラ企業及び情報インフラ企業の基幹システム開発やITインフラの構築、運用等の総合情報サービスの提供を行っております。
モバイル・ソリューション	流通グループ、訪問介護、鉄道、医療、ロードサービス等の業種をエンドユーザーとして、法人向けのモバイル・アプリケーション等によるサービスの提供や製品の販売をしております。

## (11) 主要な事業所 (2022年7月31日現在)

### ①当社

名 称	所 在 地
本社	愛知県名古屋市東区

### ②子会社

名 称	所 在 地
株式会社エスワイシステム	愛知県名古屋市東区
株式会社S Y I	愛知県名古屋市東区
株式会社エス・ケイ	東京都中央区
株式会社総合システムリサーチ	愛知県名古屋市中村区
株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー	愛知県名古屋市東区
株式会社テクノフュージョン	愛知県名古屋市中区
株式会社オルグ	東京都豊島区
サイバーネックス株式会社	愛知県名古屋市東区
株式会社レゾナント・コミュニケーションズ	東京都中央区
株式会社スレッドアンドハーフ	東京都中央区
PT.SYS INDONESIA	インドネシア ジャカルタ市

## (12) 従業員の状況 (2022年7月31日現在)

### ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,034名	122名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)を記載しております。なお、臨時従業員(嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 前連結会計年度末と比較して従業員が122名増加しておりますが、これは主に新規連結子会社が増加したこと及び事業規模の拡大に伴い期中採用が増加したものであります。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35 (一) 名	2名増 (一)	37.5歳	7.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、グループでの勤続年数を記載しております。

## (13) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①重要な親会社の状況

該当事項はありません。



## ②重要な子会社の状況

当社の企業集団は、子会社11社で構成され、グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション、モバイル・ソリューションの3つのソリューションからなる総合情報サービス事業を主な内容として事業活動を展開しております。

子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社エスワイシステム	70,500千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社S Y I	10,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社エス・ケイ	40,000千円	100%	モバイル・ソリューション
株式会社総合システムリサーチ	20,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー	15,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社テクノフュージョン	30,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社オルグ	50,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
サイバーネックス株式会社	25,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション
株式会社レゾナント・コミュニケーションズ	10,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
株式会社スレッドアンドハーフ	35,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリューション
PT.SYS INDONESIA	300,000USD	49% (100%) (注)	グローバル製造業ソリューション

(注)「出資比率」の( )内数値は間接所有を含めた比率であります。

③特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	株式の帳簿価額 (千円)	当社の総資産額 (千円)
株式会社エスワイシステム	愛知県名古屋市東区代官町 35番16号	689,169	2,819,743

(14) 主要な借入先 (2022年7月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	175,000千円
三井住友信託銀行株式会社	100,000千円
株式会社百五銀行	100,000千円
瀬戸信用金庫	100,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,197,266株  
 (3) 当事業年度末の株主数 1,405名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
鈴木 裕紀	2,585,098株	49.89%
安田 鉄也	721,344株	13.92%
S Y S H Dグループ従業員持株会	356,400株	6.87%
長崎 純一	53,000株	1.02%
楽天証券株式会社	44,800株	0.86%
瀬戸信用金庫	40,800株	0.78%
株式会社三井住友銀行	40,000株	0.77%
株式会社百五銀行	40,000株	0.77%
上田八木短資株式会社	31,800株	0.61%
堀江 克由	24,000株	0.46%

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対して、その職務執行の対価として譲渡制限付株式を付与しております。その方針については「4. 会社役員に関する事項 (5) 取締役及び監査役の報酬等の額 ①取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	5,878株	2名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (5) 取締役及び監査役の報酬等の額 ④取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載しております。

#### (6) その他株式に関する重要な事項

2022年2月1日付で実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は8,000,000株増加し、発行済株式総数は2,598,633株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年7月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長	鈴木 裕紀	株式会社エスワイシステム 代表取締役社長執行役員 PT. SYS INDONESIA Komisaris
取締役専務執行役員	後藤 大祐	管理本部長 株式会社エスワイシステム 取締役専務執行役員 管理本部長
取締役	一柳 泰行	事業統括推進本部長 株式会社エスワイシステム 取締役執行役員 サイバーネックス株式会社 取締役 株式会社スレッドアンドハーフ 取締役
取締役	玉本 真也	株式会社エスワイシステム 取締役常務執行役員 関西事業本部長 株式会社SYI 取締役
取締役	藤井 敏夫	
常勤監査役	堀江 克由	株式会社エスワイシステム 監査役 株式会社SYI 監査役 株式会社エス・ケイ 監査役 株式会社総合システムリサーチ 監査役 株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー 監査役 株式会社テクノフュージョン 監査役 株式会社オルグ 監査役 サイバーネックス株式会社 監査役 株式会社レゾナント・コミュニケーションズ 監査役 株式会社スレッドアンドハーフ 監査役
監査役	森戸 尉之	弁護士法人森戸法律事務所 弁護士 WКУパートナーズ株式会社 社外取締役
監査役	深井 貴伸	

- (注) 1. 取締役藤井敏夫氏は社外取締役であります。
2. 監査役森戸尉之氏及び深井貴伸氏は社外監査役であります。
3. 監査役森戸尉之氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役藤井敏夫氏、監査役森戸尉之氏、監査役深井貴伸氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。
- ・2021年10月28日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって、安田鉄也氏は取締役を辞任により退任いたしました。
  - ・2021年11月1日付で、一柳泰行氏は株式会社スレッドアンドハーフの取締役に就任しました。
  - ・2021年11月1日付で、堀江克由氏は株式会社スレッドアンドハーフの監査役に就任しました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ①取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬制度は、内規に基づき、役位毎の役割・責任を報酬算定の基本としつつ、業績向上に対するインセンティブを強化するため、業績連動性を取り入れた制度としております。このため、当社の役員報酬は、固定報酬である月額報酬、単年度の業績を反映した業績連動賞与、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬、退職慰労金により構成しております。役員報酬の額等の決定の役職ごとの方針は定めておりませんが、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役については、業績連動報酬は相応しくないため、社外取締役及び社外監査役については、固定報酬のみを、監査役については固定報酬と退職慰労金のみを支給しております。

なお、当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

### イ. 固定報酬

固定報酬は、内規に基づき、役位毎の役割・責任に応じて設定された固定報酬基準から、前年度の業績及び職責、就任後の業績寄与等の評価に応じて算定した額を加算又は減算した報酬を支給しております。ただし、社外取締役及び監査役については、業績による評価は行っておりません。

### ロ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、内規に基づき、売上高、営業利益の単年度目標の達成度に応じて算定した額を賞与として支給しております。なお、業績連動報酬は目標額の達成額等に応じて算定した原資を、役員と従業員で役位に応じて配分しておりますが、役員については全て同一の役位としております。

売上高、営業利益を指標として採用する理由は、当社グループの企業価値向上において、売上高の成長及び営業利益の向上が重要であると考えているためであります。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標のうち通期連結売上高の目標額は7,500百万円、実績は7,576百万円であり、通期営業利益目標は450百万円、実績は435百万円であります。

また、連結子会社においても、各会社ごとに売上高、営業利益の単年度目標の達成度に応じて賞与を支給する内規を定めており、当社役員と連結子会社役員を兼務している役員のうち連結子会社から固定報酬を支給されている役員は、内規に基づき業績連動報酬を支給しております。

## 八. 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）

譲渡制限付株式報酬は、内規に基づき、固定報酬に役位に応じた一定の割合を掛けて算出した額としております。

## 二. 退職慰労金

退職慰労金は、監査役（社外監査役を除く）を対象としており、内規に基づき、固定報酬に一定の割合を掛けて算出した額としております。

### ②取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

2013年8月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額200,000千円以内、監査役の報酬額を年額50,000千円以内とそれぞれ決議しております。

当該株主総会終結時点での取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）、監査役の員数は1名（うち社外監査役0名）となります。

2020年10月28日の定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬を年額20,000千円以内かつ年12,000株以内で支給することを決議しております。

当該株主総会終結時点での対象取締役（社外取締役を除く）の員数は2名となります。

### ③取締役の個人別の報酬の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）から構成されており、このうち、個人別の固定報酬額については、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会から委任を受けた代表取締役会長兼社長鈴木裕紀が決定しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当が業務、能力、成果などにより評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任を受けた代表取締役は、内規に基づき社外取締役及び監査役の意見を聞いた上で個人別の役員報酬を決定しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	56,599 (960)	48,560 (960)	— (—)	8,039 (—)	— (—)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	8,640 (2,540)	8,640 (2,540)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	65,239 (3,500)	57,200 (3,500)	— (—)	8,039 (—)	— (—)	9 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬には使用人分給与を含んでおりません。  
2. 非金銭報酬等は、全て譲渡制限付株式報酬であります。



## (6) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・ 監査役森戸尉之氏は、弁護士法人森戸法律事務所の弁護士及びW K Uパートナーズ株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	藤井 敏夫	当事業年度に開催された取締役会全20回のうち全てに出席し、公益財団法人理事長等として培った豊富な経験と幅広い見識を基に、議案審議等に際して、適宜必要な発言・助言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	森戸 尉之	当事業年度に開催された取締役会全20回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ適宜発言を行っており、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査役会全24回のうち全てに出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	深井 貴伸	当事業年度に開催された取締役会全20回のうち全てに出席し、経営者として培った豊富な経験と当業界の幅広い見識を基に、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っており、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査役会全24回のうち全てに出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、その決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月定期的に取り締役会を開催し、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視し、法令や定款及び社内規程の違反を未然に防止します。

取締役が、他の取締役の法令や定款等に違反する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告します。

監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査の方針に従い監査を行う他、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス及び内容が、法令及び定款等に適合しているか確認します。

#### ②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書記録その他情報は、取締役会規程及びその他関連規程に基づき、適切に保存管理します。

取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクの未然防止、解消、事故等の再発防止に努めます。

各部門は、所管業務に付随するリスク管理に必要な体制を構築します。また、内部監査室は、定期的を実施する内部統制監査において、その整備運用状況を監査し、組織横断的なリスク状況の監視に努めます。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた、職務権限及び責任分掌規程に基づき、適切かつ効率的に職務を執行します。

重要事項の意思決定において慎重な審議を行うとともに、業務遂行のための円滑な意思疎通を図るために、取締役会に加え経営戦略会議を設置しています。経営戦略会議は、原則として毎月定期的で開催し、取締役会決定事項以外の経営の重要な事項についての決定や審議及び業務執行状況報告等を行います。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、規則及びルールの遵守を定めたコンプライアンス規程を定め、社内WEBへの掲載の他、毎月定期的開催される取締役、執行役員及び使用人全員参加の会議（全体会議）にて、継続的な周知徹底を図ります。

使用人が、法令定款違反、社内規程類違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知った時は、内部通報者制度（エスワイ・ホットライン）に通報相談できる仕組みを整備し、遅滞なく対処します。

内部通報者制度に関しては、公益通報者保護規程に基づき通報者の保護を図るとともに、透明性を維持し的確に対処します。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含めて一切の関係をもたず、また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で組織的に対応します。

⑥当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、当社を中核とした企業集団全体に対する適切な経営管理を行います。

子会社及び関連会社の経営については、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行います。

内部監査基準に基づき、当社の内部監査室が当社及びグループ各社に対する内部監査を実施します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会から、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要と認める人員を立て、監査役の職務の補助業務を担当させます。

⑧前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の監査役の補助業務を執行する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。

⑨取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、職務執行に関して重大な法令定款違反もしくは不正行為の事項、又は当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した時は、速やかに監査役に報告します。

監査役は、取締役会の他、監査上重要と判断した会議に出席するとともに、必要がある場合には、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員及び使用人に説明を求めることができます。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はその職務の執行にあたり、取締役の職務執行が法令及び定款等に適合しているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持ちます。

監査役は、内部監査室、監査法人、その他必要と認める者と連携して、実効的な監査業務を行います。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の信頼性の確保を目的とした統制を図ります。

取締役会は、財務報告とその内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を評価し改善します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役の職務執行

- i 当社は、取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。
- ii 当社は、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を1名選任し、取締役会を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで監督機能を強化しております。
- iii 当社取締役も出席する月1回開催される経営戦略会議においては、グループ各社の業務執行状況が報告され、グループ各社の経営・財務状況を把握しております。

## ②監査役の職務執行

- i 当社は、監査役会を定期的に月2回開催するほか、必要に応じて適宜臨時監査役会を開催しております。
- ii 監査役は、グループ各社の重要な会議に出席したほか、監査計画に基づき監査を行うとともに、グループ各社の取締役と面談を行い業務の執行状況全般にわたり監査を行いました。
- iii 当社の監査役は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成しております。
- iv 会計監査人、内部監査部門との間で連携を図るため定期的に会合を実施いたしました。

## ③内部統制システム全般

当事業年度においては、内部統制基本計画書に基づき、取締役専務執行役員管理本部長を統括責任者とする内部統制構築・運用チームにおいて内部統制評価担当者が内部統制システム全般の整備・運用状況のモニタリングを行い、改善を進めております。

## ④コンプライアンス

当事業年度においては、関連法令の制定・改正状況を把握し、グループ各社の規程等に反映し周知したほか、グループ各社において従業員を対象としたコンプライアンス教育を実施したほか、管理者を対象とするコンプライアンス研修を実施いたしました。

## ⑤リスク管理

当事業年度においては、当社グループのリスク及び潜在リスクについて、個別に委員会を設置し、リスク内容の検討を行い適宜対策を行うことでリスクを低減するとともに改善状況の進捗を取締役会で報告いたしました。

## ⑥内部監査

当事業年度においては、内部監査計画に基づき、当社の内部監査担当者がグループ全社の内部監査を実施いたしました。内部監査の結果、発見された不適合事項については、各社で改善を行い、内部監査担当者がフォローアップ監査を実施し改善を確認しており、その結果を内部監査結果報告書として代表取締役へ報告しております。

### (3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）を設けておりませんので、該当事項はありません。

○本事業報告における記載数字は、表示桁数未満を切り捨てて表示しております。

ただし、百分率（2. 会社の株式に関する事項の持株比率を除く。）は、表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,739,332</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,451,442</b>
現金及び預金	2,735,886	買掛金	143,839
受取手形	1,063	賞与引当金	48,883
売掛金	784,891	受注損失引当金	14,992
契約資産	51,225	未払金	467,554
電子記録債権	7,352	未払法人税等	89,844
仕掛品	26,479	未払消費税等	181,907
その他の	133,309	短期借入金	300,000
貸倒引当金	△876	1年内償還予定の社債	10,000
<b>固定資産</b>	<b>559,291</b>	1年内返済予定の長期借入金	61,200
<b>有形固定資産</b>	<b>67,481</b>	その他の	133,220
建物	45,514	<b>固定負債</b>	<b>295,847</b>
土地	657	長期借入金	120,000
その他の	21,310	役員退職慰労引当金	1,383
<b>無形固定資産</b>	<b>252,736</b>	その他の	174,464
のれん	144,429	<b>負債合計</b>	<b>1,747,289</b>
その他の	108,306	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>239,073</b>	<b>株主資本</b>	<b>2,556,318</b>
投資有価証券	15,047	資本金	376,864
繰延税金資産	49,875	資本剰余金	329,782
その他の	175,372	利益剰余金	1,860,525
貸倒引当金	△1,220	自己株式	△10,854
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△4,983</b>
		その他有価証券評価差額金	2,663
		為替換算調整勘定	△7,646
		<b>純資産合計</b>	<b>2,551,334</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,298,624</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,298,624</b>



# 連結損益計算書

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,576,146
売上原価		5,885,372
売上総利益		1,690,774
販売費及び一般管理費		1,255,076
営業利益		435,697
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,117	
助成金収入	19,045	
その他	7,508	27,671
営業外費用		
支払利息	2,035	
為替差損	3,486	
その他	477	5,999
経常利益		457,369
特別損失		
固定資産売却損	1,000	1,000
税金等調整前当期純利益		456,369
法人税、住民税及び事業税	162,482	
法人税等調整額	△12,088	150,393
当期純利益		305,976
親会社株主に帰属する当期純利益		305,976

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年8月1日残高	367,302	320,220	1,581,844	－	2,269,367
会計方針の変更による累積的影響額			8,893		8,893
会計方針の変更を反映した期首残高	367,302	320,220	1,590,738	－	2,278,261
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	9,562	9,562			19,124
剰余金の配当			△36,188		△36,188
親会社株主に帰属する当期純利益			305,976		305,976
自己株式の取得				△10,854	△10,854
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	9,562	9,562	269,787	△10,854	278,057
2022年7月31日残高	376,864	329,782	1,860,525	△10,854	2,556,318

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2021年8月1日残高	2,801	△1,475	1,325	2,270,693
会計方針の変更による累積的影響額				8,893
会計方針の変更を反映した期首残高	2,801	△1,475	1,325	2,279,587
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				19,124
剰余金の配当				△36,188
親会社株主に帰属する当期純利益				305,976
自己株式の取得				△10,854
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△138	△6,170	△6,309	△6,309
連結会計年度中の変動額合計	△138	△6,170	△6,309	271,747
2022年7月31日残高	2,663	△7,646	△4,983	2,551,334

# 貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,481,624</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>426,553</b>
現金及び預金	1,327,607	短期借入金	300,000
売掛金	40,124	1年内償還予定の社債	10,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	13,216	1年内返済予定の長期借入金	60,000
その他の	100,677	未払金	40,084
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,338,118</b>	未払法人税等	2,960
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>7,268</b>	賞与引当金	1,088
建物	3,814	その他の	12,419
その他の	3,453	<b>固 定 負 債</b>	<b>157,819</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>86,999</b>	長期借入金	115,000
ソフトウェア	86,999	役員退職慰労引当金	1,383
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,243,850</b>	その他の	41,436
関係会社株式	1,148,782	<b>負 債 合 計</b>	<b>584,372</b>
関係会社長期貸付金	36,622	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	1,809	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,235,370</b>
その他の	56,636	資本金	376,864
		資本剰余金	1,018,416
		資本準備金	326,864
		その他資本剰余金	691,551
		利益剰余金	850,942
		その他利益剰余金	850,942
		繰越利益剰余金	850,942
		自己株式	△10,854
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,235,370</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,819,743</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>2,819,743</b>

# 損益計算書

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 入		
経 営 管 理 料 等	474,068	
受 取 配 当 金	278,295	<b>752,363</b>
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	504,849	<b>504,849</b>
営 業 利 益		<b>247,513</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	621	
為 替 差 益	51	
そ の 他	6,157	<b>6,830</b>
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,951	<b>1,951</b>
経 常 利 益		<b>252,392</b>
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	3,334	<b>3,334</b>
税 引 前 当 期 純 利 益		<b>249,057</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	567	
法 人 税 等 調 整 額	△5	<b>562</b>
当 期 純 利 益		<b>248,495</b>

# 株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計
2021年8月1日残高	367,302	317,302	691,551	1,008,854
事業年度中の変動額				
新株の発行	9,562	9,562		9,562
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
事業年度中の変動額合計	9,562	9,562	-	9,562
2022年7月31日残高	376,864	326,864	691,551	1,018,416

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
2021年8月1日残高	638,636	638,636	-	2,014,793	2,014,793
事業年度中の変動額					
新株の発行				19,124	19,124
剰余金の配当	△36,188	△36,188		△36,188	△36,188
当期純利益	248,495	248,495		248,495	248,495
自己株式の取得			△10,854	△10,854	△10,854
事業年度中の変動額合計	212,306	212,306	△10,854	220,576	220,576
2022年7月31日残高	850,942	850,942	△10,854	2,235,370	2,235,370

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年9月12日

株式会社 S Y S ホールディングス  
取締役 会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小川 薫  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 浅井 孝孔  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 S Y S ホールディングスの2021年8月1日から2022年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 S Y S ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年9月12日

株式会社S Y Sホールディングス  
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小川 薫  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 浅井 孝孔  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S Y Sホールディングスの2021年8月1日から2022年7月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、経営戦略会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社企業グループ連結監査の観点から、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務して、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、内部監査部門から子会社を含む監査の結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき、整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から、当該内部統制の整備運用状況と評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月13日

株式会社S Y Sホールディングス監査役会

常勤監査役 堀 江 克 由 ㊟

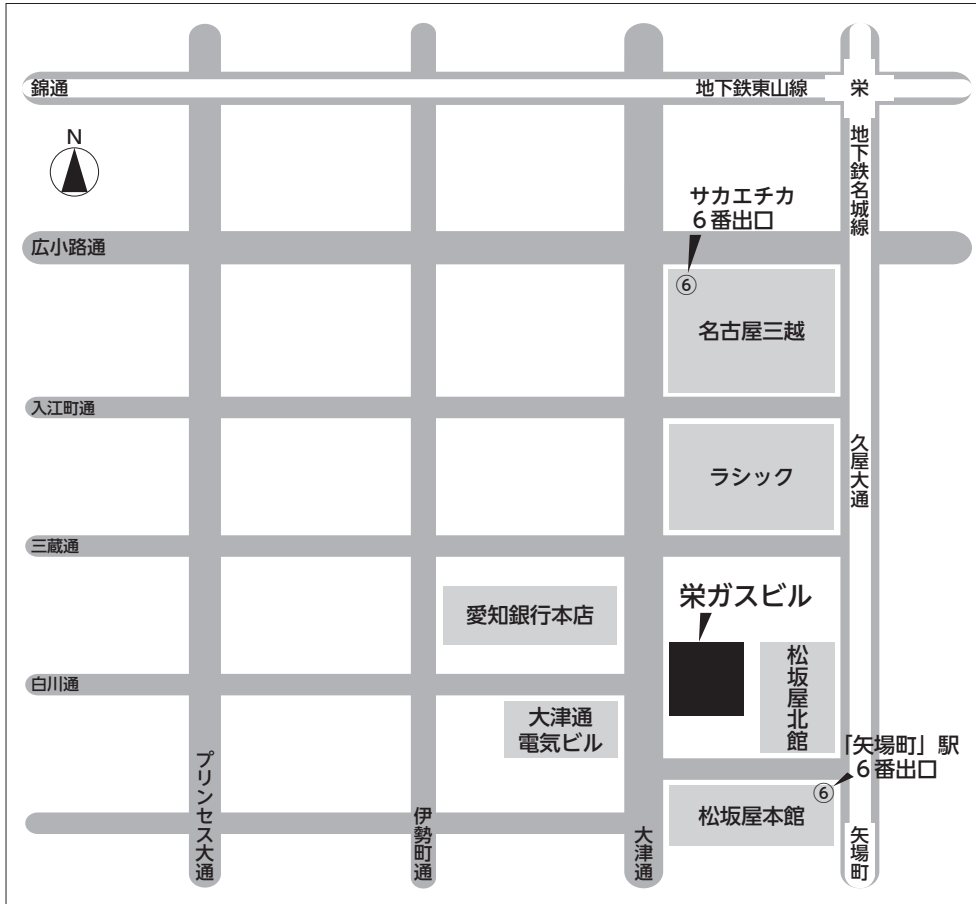
監査役（社外監査役） 森 戸 尉 之 ㊟

監査役（社外監査役） 深 井 貴 伸 ㊟

以 上

# 株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目15番33号  
栄ガスビル 5階 キングルーム



## 交 通

地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 松坂屋本館 北側

サカエチカ 6番出口より徒歩5分

地下鉄名城線「矢場町」駅下車 松坂屋北館 西側

「矢場町」駅 6番出口より徒歩3分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

○本年は、感染防止対策の一環として、ご来場株主様へのお土産の配布を中止させていただきます。

